

令和7年4月1日

保護者 殿

鹿児島県立串良商業高等学校長

インフルエンザをはじめとする出席停止に関わる疾病通知について（お知らせ）

出席停止における疾病通知についてお知らせいたします。学校保健安全法に基づき、学校において他の生徒に感染するおそれのある感染症にかかった場合は、「出席停止」となります。

医師により出席停止が必要と判断された場合、下記の疾病通知書を主治医に記入していただき、再登校後、速やかに担任または保健室へ提出するようお願いいたします。

- ※ 出席停止が必要な感染症については、裏面を御確認ください。
- ※ この用紙は保管していただき、紛失した場合は保健室へ取りに来てください。
(本校ホームページ「保護者への案内」より印刷も可能です。御活用ください。)
- ※ この用紙以外に疾病を証明できるもの(例：インフルエンザのタミフルの処方箋、抗体検査結果等)があれば、そちらを提出でもかまいません。

..... キ リ ト リ セ ン

主治医 殿

御多用中誠に恐縮ですが、御記入の上、生徒にお渡しくくださいますようお願い申し上げます。

疾 病 通 知 書					
鹿児島県立串良商業高等学校		年	組	氏名	
診 断 名					
療養必要期間	令和	年	月	日 ～	令和 年 月 日 () 日間
備 考					
県立串良商業高等学校長					
上記のとおり通知します。					
令和 年 月 日					
医療機関名					
医 師 名					

学級担任確認	年	組	担任
--------	---	---	----

感 染 症 と 出 席 停 止 の 基 準 に つ い て

※出席停止期間については、学校医またはその他の医師の判断による。

	種類	出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで出席停止	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎（ポリオ）		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群(SARS)		
	痘そう		
	南米出血熱		
	鳥インフルエンザ（H5N1）		
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が現れた後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
	風疹	発疹が消失するまで。	
	水痘	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医またはその他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医またはその他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで。	
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例	
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 2 4 時間を経て状態が良ければ登校可能。長くても初診日と翌日を出席停止にすれば良い。
		ウイルス性肝炎	A 型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B, C 型肝炎の無症状病原体保有者は登校可能。
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力はほとんどなく登校可能。
		手足口病	発熱期や口腔内の水疱、潰瘍にため摂食できない期間は出席停止となるが、症状の安定した者は登校可能。
		ヘルパンギーナ	手足口病に準ずる。
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、状態の良い者は登校可能。
		流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	下痢・嘔吐症状の回復後、状態が良ければ登校可能。
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例			
アタマジラミ 水いぼ（伝染性軟疣） 伝染性濃痂疹（とびひ）			